

令和3年

第 12 回 三戸町農業委員会総会議事録

令和3年12月9日(木) 開催
於 三戸町役場4階大会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和3年12月9日(木) 午後3時30分 から 午後4時0分

2. 開催場所 三戸町役場4階大会議室

3. 出席委員 14名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	新田 豊
委員	1番	野中 京子
委員	2番	松本 誠子
委員	3番	佐々木 俊一
委員	4番	沼邊 義雄
委員	5番	神谷 陽一
委員	6番	中澤 隆浩
委員	7番	上野 敏昭
委員	8番	老久保まゆみ
委員	9番	照井 秀美
委員	10番	山下 正一
委員	11番	戸花 進
委員	12番	一ノ渡 重義

4. 欠席委員 名

委員	番
委員	番
委員	番
委員	番

5. 現地調査報告 5名

推進委員	15	工藤 哲子
推進委員	21	山端 巧
推進委員	23	大村 彰
推進委員	24	佐々木 直文
推進委員	26	釜澤 成美

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第1号 農地の賃借料情報について
第4	議案第29号 令和4年農作業標準賃金について
第5	議案第30号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について
第6	議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第7	議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第8	議案第33号 農用地利用集積計画の決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	極檀 浩
次長	松崎 達雄
主幹	平谷 賢一

8. 議事録署名委員

委員	5番	神谷 陽一
委員	6番	中澤 隆浩

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
5番神谷委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第12回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
5番神谷委員、6番中澤委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。

議長

日程第3 報告1号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【報告第1号を議案書をもとに朗読】

次長

本件は、農地法第52条に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、実勢の賃借料情報を提供するものです。

賃借料情報の元となるのは、農地法第3条の許可申請書及び農用地利用集積計画で示された金額となっておりますが、あくまでも参考として情報提供するものであります。

議長

只今の報告について、質問のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

特に発言が無いようですので、報告第1号については終了します。

議長

日程第4 議案29号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第29号を議案書をもとに朗読】

次長	<p>農作業標準賃金につきましては、毎年、三戸町、田子町、南部町の農業委員会事務局で協議しており、今年は、11月中旬に会議を行ったところでございます。</p> <p>令和4年の標準賃金につきましては、基本的に、令和3年10月6日に青森県最低賃金が29円引き上げられ、時間給が822円となったことから、この額を基に調整し、今回の上程案となったものです。</p> <p>作業賃金につきましては、時間給822円を8時間に換算し、百円未満を切り上げ、二百円あがり6,600円とし、割増料が10円未満切り上げ、三十円あがり1,030円となります。</p> <p>剪定に関して、百円未満切り上げ、三百円あがり9,900円となります。</p> <p>農業機械につきましては、前年と同額とすることとしております。</p>
議長	<p>質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p> <p>【無しの声多数】</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第29号を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。</p>
議長	<p>日程第5 議案30号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主幹	<p>【議案第30号を議案書をもとに朗読】</p>
次長	<p>議案第30号について補足説明いたします。</p> <p>申請の土地は、相続したものの県外に在住であったため、平成2年ころから管理出来ずに山林原野状態となっていた場所で、現状の地目に直したいと申請があったものです。</p>
議長	<p>非農地証明に係る現地調査について、佐々木推進委員から報告をお願いします。</p>
佐々木 推進委員	<p>現地調査について報告いたします。</p> <p>12月3日午前9時から、私と工藤推進委員、釜澤推進委員及び事務局職員とで現地調査を行いました。 番号3は、相続後管理していない土地で周囲の山林と一体となっている場所です。 申請地は農地以外に囲まれているため、周囲の農地への影響は無く、問題無いものと見て参りました。</p> <p>以上、簡単ではありますが報告いたします。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p>

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第30号を採決いたします。
本案について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することに決定いたします。

議長

日程第6 議案31号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第31号を議案書をもとに朗読】

次長

補足説明いたします。

番号11は、譲り渡し人が高齢であり管理が出来なくなったことから、売り渡すものです。

番号12は、町外在住で農地の管理が出来ないため、贈与するものです。

番号13及び14は、農地を売買するものです。

農地法第3条第2項各号の許可基準を満たしているため、許可に問題はないものと考えております。

議長

農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、大村推進委員及び釜澤推進委員から報告をお願いします。

大村
推進委員

現地調査番号11、13及び14について報告いたします。

12月3日、午前10時から、私と山端推進委員及び事務局職員とで、現地調査を行いました。

番号11・13および14の田は畔があり境界もはっきりとしているため、問題も無く、番号14の畑は周囲が道路や田で境界がはっきりとしているため、問題無いものと見て参りました。

以上、報告いたします。

釜澤
推進委員

現地調査番号12について報告いたします。

12月3日午前9時から、私と工藤推進委員、佐々木推進委員及び事務局職員とで、現地調査を行いました。

申請地は周囲に樹木があり、境界もはっきりとしているため、問題無いものと見て参りました。

以上、報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第31号を採決いたします。
本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	日程第7 議案32号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主幹	【議案第32号を議案書をもとに朗読】
次長	議案第32号について補足説明いたします。 本案は令和2年10月12日開催の第12回総会において農業振興地域の用途区分から除外することについて審議承認していただいたもので、用途区分からの除外が完了したため、農地転用許可の申請があったものです。 斗内和田地区にある土地で、譲り受け人が食料備蓄倉庫や保管書類の書庫、車庫を拡張するための転用です。 本案は、農業委員会の意見を付して県に送付し、知事の許可を受けることとなります。 本案は、農地転用許可を前提とした用途区分からの除外について、ご承認頂いていることから、許可が適当であると判断しております。
議長	それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。
	【無しの声多数】
議長	質疑を終結いたします。 これより議案第32号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。
議長	日程第8 議案33号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主幹	【議案第33号を議案書をもとに朗読】
次長	議案第33号について補足説明いたします。 本案は、農地中間管理機構が実施する農地の貸借に関わる農用地利用集積計画を審議、決定いただくもので、貸し渡し人、中間管理機構及び借り受け人の貸借を一括で行うものとなっています。 番号10及び番号12は譲り受け人が規模拡大のため貸借するものです。 番号11は、契約内容を変更するため、貸借の再締結するものです。
議長	それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。
	【無しの声多数】
議長	質疑を終結いたします。 これより議案第33号を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。

議長

これもちまして、令和3年第12回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後4時0分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

令和3年12月9日(木)

議長
会長

14 番

梅田 晃

会議録署名者
委員

5 番

神谷 陽一

会議録署名者
委員

6 番

中澤 隆浩
